

各論第4章 基本目標に係る施策の展開

基本目標 1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

乳幼児期の質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通して、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。そのために、幼稚園・公立私立保育所・地域型保育事業に対する支援を強化するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催など人材育成のための支援を行います。

また、小学校教育との円滑な接続・連携について推進します。

(1) 幼稚園、認可保育所、認可外保育施設等の役割

近年、少子化や核家族化が進み、女性の就労形態も変化している中で、保育施設へ入所希望される方の割合が増加傾向にあります。特に3歳未満児の保育施設への需要については、今後も増加するものと考えられ、改めて、幼稚園、認可保育所、認可外保育施設等のそれぞれの役割を考える必要があります。

幼稚園については、現在、私立幼稚園が5ヶ所あり、建学の精神のもと、それぞれの教育方針に基づいて経営しています。近年は、預かり保育や延長保育など保護者のニーズにあった事業も行っています。今後は、現行の私学教育と新制度における教育・保育の共存を目指し、地域ニーズにあった幼稚園経営を推進します。

認可保育所については、現在、公立が3ヶ所、民間立が2ヶ所ありますが、少子化にあって児童数は減少傾向にあります。今後は、前述のとおり3歳未満児の保育需要を踏まえた施設の改編や定員の見直しなど行いながら、保育の提供体制確保を推進します。また、公立保育所については、民間立認可保育所・認証保育所を対象に支援や指導などセンター機能の役割を担ってきたところですが、更なる保育の質の向上を図るため、これまで以上にその役割を強化します。セーフティーネットとしての役割では、民間では対応が困難な障がい児など特別な配慮を必要とする児童の受け入れや養育上の特別な問題を抱える家庭への支援を強化します。

児童館・児童センターについては、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型児童厚生施設です。市内には、現在3ヶ所あり、幼児の集団指導による保育と一般児童の自由来館による放課後の居場所提供のほか、地域福祉活動の拠点施設としても利用されています。今後もその役割を十分発揮できるように推進します。

認可外保育施設については、3歳未満児の保育需要が増加する中において、認可保育所の補完的役割を担ってきたところです。市内には、現在9ヶ所ありますが、今後は、新制度における小規模保育事業や家庭的保育事業などを見据えた、これまで以上のきめ細やかな保育サービスを推進します。

(2) 認定こども園や地域型保育事業等への移行に必要な支援

現在の子どもの教育・保育施設等の利用状況や今後の保護者のニーズ等を十分把握したうえで、認定こども園や地域型保育事業等への移行を希望する幼稚園や認可外保育施設などからの相談に対し、それぞれの実情や希望する移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を促進します。また、認定こども園や地域型保育事業等へ移行するにあたり、国や県において財政支援メニューがある場合には、当該事業の周知とその活用について推進します。

(3) 質の高い教育・保育のための合同研修の実施

一人ひとりの子どもが、教育や保育で格差が生まれることのないように、幼稚園の職員及び保育所の職員が教育・保育それぞれの役割や意義を再認識することを目的に合同研修会を実施します。また、質の高い教育・保育を行うために、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等で求められている質の高い教育・保育や多様なニーズへ対応できるような合同研修会を実施します。

(4) 安全・安心な施設運営の推進

保護者が安心して預けられる教育・保育施設を目指し、普段より施設の危険箇所などを把握するとともに、災害時を想定した避難訓練を定期的に行うなど、より安全で安心な施設運営を推進します。また、急病などに備えた救急対応等の研修会に参加するとともに、緊急時・災害時に備えた連絡体制の構築を図ります。

(5) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎やその後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、幼稚園及び保育所等は、幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続に努めます。具体的な取り組みとして、小学校の研究発表会への参加や小学校との連絡会等を開催するなど、小学校との連携を強化します。

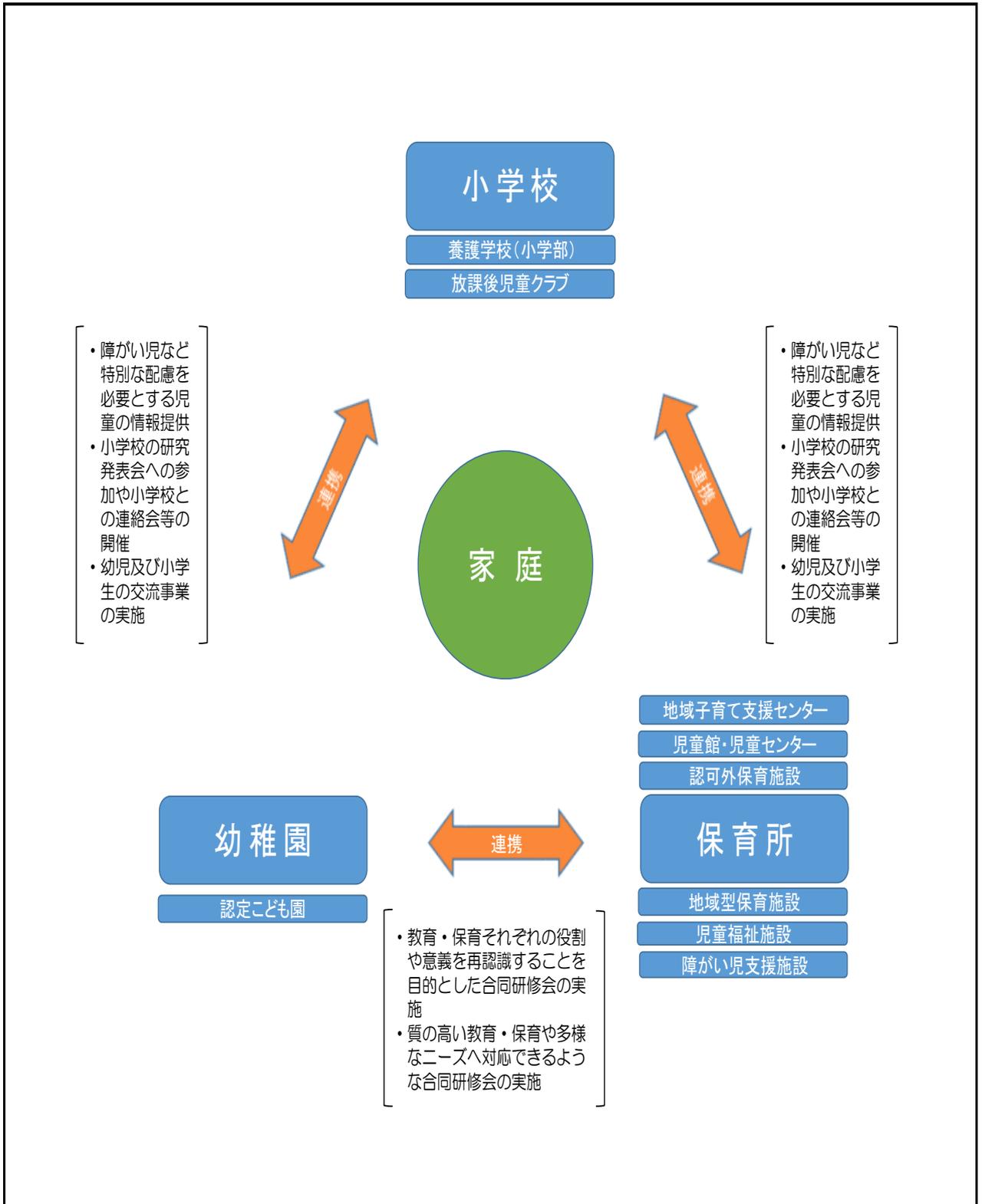
(6) 幼児との交流事業の推進

小学校児童が幼稚園・保育所等の幼児と触れ合う体験は、人間としての優しさを引き出すとともに、家族のあり方や今後の生き方を考えるうえで、意義のある体験学習の一つであり、今後とも交流事業を推進します。具体的な取り組みとして、絵本の読み聞かせや手作りおもちゃを使つての遊びを通して交流を図ります。また、プランターなどの植栽や秋の収穫祭など自然を通じた交流を図ります。

(7) 教育・保育の広域利用に係る連携強化

近年、保護者の就労形態により、他市町村で教育・保育を希望される方は増加傾向にあり、こうしたニーズに対応するため、今後も県による広域調整を図るとともに、他市町村との連携強化を図ります。

【小学校・幼稚園・保育所等の連携図】



基本目標 2 安心して産み育てられる環境の整備と育児支援の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境の整備を図るとともに、妊娠前からの継続した相談支援体制を整え、出産後の乳幼児健診や保健指導、母子相談などを充実します。また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への養育相談や子どもの正しい食習慣のための食育を推進します。

また、児童手当や医療費助成を通して育児支援の充実を図ります。

(1) 安心して産み育てられる環境の整備

安心して子どもを産み育てられる環境の整備、特に産婦人科・小児科の医師不足の解消は喫緊の課題であり、県や他町村及び関係機関と連携しながらその解消を目指します。また、保護者にとって、生まれてくる子どもが将来とも不安を感じることがないように、妊娠前からの継続した相談支援体制を整備します。

(2) 母子保健の推進

育児不安や孤立感を抱くことのないよう、妊産婦の心身の健康相談や母子相談などの充実を図るとともに、妊婦健診や乳幼児健診、幼児発達健診・幼児発達相談など医療関係機関との連携を図りながら母子保健を推進します。

○特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療に要した費用が山形県の助成の限度額を超えた夫婦に対し、1回5万円を限度として助成します。

○母子健康手帳交付

手帳交付時に、保健師が妊婦の相談指導を行います。(毎週火曜日、健康課窓口)

○妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票を交付し、費用を助成します。

○母親教室(プレママ広場)

妊婦やその夫を対象に、実技・交流の教室を開催します。(年4回、保健センター)

○訪問指導

未熟児を含む全出生児を対象に新生児訪問を実施します。また、健診未受診児、健診等の結果から支援が必要と認められる乳幼児や、養育支援が必要な母子については、状況に応じて妊娠中から訪問を実施します。

○乳幼児健康診査

4か月児、1歳6か月児、3歳児で実施します。(月1回、保健センター)

乳幼児の心身発達のみならず、養育者の育児支援を重視し対応します。

○歯科健診

1歳6か月児、2歳児、3歳児で実施します。(月1回、保健センター)

1歳6か月児と2歳児に集団でフッ素塗布を実施します。

○子育て教室（はじめての離乳食教室、すくすく赤ちゃん教室）（年6回、保健センター）

○乳幼児相談

定期的な相談の場を設けることで、外出・交流のきっかけとし、母親の孤立を防ぎ育児不安の軽減を図ります。子育て支援センターの遊びの広場と同時開催します。

（毎月第2・4火曜日、保健センター）

○発達支援相談（すこやかこども相談）

ことばの遅れなど発達面が気になる幼児を対象に最上学園療育担当保育士、保健師が相談に応じます。（年6回、保健センター）

（3）育児支援の充実（手当・医療費助成等）

児童手当など制度による子育て支援手当の支給や子育て支援医療費など、子育て世代への助成を継続的に行いながら育児支援の充実を図ります。

また、経済面や育児環境面でも厳しい状況にある、ひとり親家庭の支援事業を推進します。

【手当関係】

○児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度で、支給対象を0歳から中学校修了前（15歳になった後の最初の3月31日）の子どもを養育している者に支給します。（所得制限による特例給付あり）

- ・ 3歳未満 15,000円（月額）
- ・ 3歳以上小学校修了前 10,000円（月額）[第3子以降は15,000円]
- ・ 中学生 10,000円（月額）
- ・ 特例給付 5,000円（月額）

【医療費助成関係】

○子育て支援医療費助成

0歳から中学生までのお子さんを対象に、医療費の自己負担額の全額を助成します。

○未熟児養育医療給付事業

1歳未満の未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた未熟児を対象とし、指定医療機関において、その養育に必要な医療の給付を行うことにより、未熟児を抱える世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【ひとり親家庭の支援事業関係】

○児童扶養手当

父母の婚姻の解消などにより、父又は母と生計を同じくしていない高校生までの児童を養育している母子家庭等に、その心身のすこやかな成長に寄与するために支給します。

○ひとり親家庭医療費助成

18歳以下の子を扶養するひとり親と児童を対象に、医療費の自己負担額を助成します。

○母子・寡婦福祉資金

母子寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、また、扶養している児童の福祉を増進するための貸付を紹介します。

基本目標3 児童虐待防止対策や障がい児等支援施策の充実

育児放棄などの児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるように関係機関（要保護児童対策地域協議会等）と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、障がい児など特別な支援が必要な子どもの発達を支援し、地域の一員として安心して生活ができるように、適切な医療の提供やきめ細やかな療育・教育支援体制の取り組みを推進します。

（1）児童虐待防止対策

育児放棄などの児童虐待への対応については、幼稚園・保育施設・学校・医療機関・地域住民などの「子どもへの虐待の気づき」と「ためらうことのない通報」を重視し、関係機関（要保護児童対策地域協議会等）の連携強化を図り、児童虐待の防止・早期発見に努めます。

（2）家庭児童相談事業の充実

児童をとりまく相談については、養育問題、放任、情緒障害、非行、不登校など件数の増加はもとより、その内容は一段と複雑多様化しています。これらに対応するため、県中央児童相談所等の関係機関と連携を密にしながら、それぞれの実情に沿った指導・支援等を行います。また、障がいを持つ家庭の保護者が、悩みを一人で抱え込み、孤立してしまうことがないように、母子保健の健診等に携わっている保健師との連携を充実し、早期の対応に努めます。

【要保護児童対策地域協議会】

○会議の種類及び開催回数

代表者会議：年1回

実務者会議：年4回

個別ケース検討会議：随時

○会議の構成

山形県中央児童相談所、最上総合支庁子ども家庭支援課、新庄市民生委員児童委員協議会連合会及び主任児童委員会、社会福祉法人最上梅檀会双葉荘、民間立保育所、認証保育所、児童館・児童センター、市立保育所、山形県最上保健所、新庄市最上郡医師会、小中学校校長会、新庄最上地区私立幼稚園協会、新庄警察署、山形地方法務局新庄支局、新庄人権擁護委員協議会、市教育委員会、市健康課、市子育て推進課

(3) 障がい児等支援施策の充実

障がい児など特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、地域の一員として安心して生活ができるよう、適切な医療の提供やきめ細やかな療育・教育支援体制を図るとともに、関係機関・民間との連携を強化し、支援施策を充実します。

【市福祉事務所所管事業関係】

○居宅介護

障害者総合支援法に基づき、身体介護及び家事援助を行います。

○児童発達支援

児童福祉法に基づき、未就学の障がい児に日常における基本動作の指導や自活に必要な知識や技術の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。

○放課後等デイサービス

児童福祉法に基づき、就学中の障がい児が、放課後や長期の休暇中に、生活能力向上のための訓練等を通し、自立を促進するとともに放課後の居場所づくりを行います。

○短期入所

障害者総合支援法に基づき、居宅で介護を行うものが、疾病その他の理由により、在宅での支援を受けることができない時に、障害者支援施設、児童福祉施設等へ短期入所し、必要な支援を行います。

○補装具給付事業

身体に障がいをもつ及び難病の児童に対し、失われた部位や損傷のある部位を補い、必要な機能を確保するための用具に係る費用を支給します。

○日常生活用具給付事業

重度の身体及び難病の障がい児に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

○特別児童扶養手当の支給進達

精神又は身体に障がいのある、20歳未満の児童に対する福祉の増進を図ることを目的とした支給制度で、手当の支給申請を市福祉事務所の窓口で行い、市が県に進達し、県知事の認定により支給します。

○障害児福祉手当の支給

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に対し、障害児福祉手当を支給します。

【市健康課所管事業関係】

○発達支援相談（すこやかこども相談）

ことばの遅れなど発達面が気になる幼児を対象に最上学園療育担当保育士、保健師が相談に応じます。（年6回、保健センター）

【市教育委員会所管事業関係】

○専門家による発達障がいに関する巡回相談の実施

山形大学の専門教授による幼保・小・中学校への巡回相談を年間15回実施し、発達障がいの疑いのある子どもへの指導について支援します。

○個別学習指導員の小中学校への配置

各小中学校の実態に応じ、通常学級における配慮を要する子どもへの学習及び生活について、学級担任と連携して支援します。

○就学支援委員会の開催

年間3回開催し、専門家の意見を踏まえながら、児童生徒の適正な就学について支援します。また、関係機関や幼児教育施設等とも連携し、配慮を要する子どもの小学校就学について支援します。

○特別支援教育コーディネーター養成研修会の実施

年間6回の研修会を実施し、発達障がいを含む特別支援教育への理解と指導について支援します。

【関係機関・民間との連携強化】

障がい児等に対する療育・教育については、県をはじめとする関係機関や民間施設との連携強化を図るとともに、常に情報交換できる体制を整備します。また、公共機関及び民間で実施する支援施策の情報提供を連携して行います。

○山形県発達障がい者支援センター（県立総合療育訓練センター）（上山市）

発達障がいについての相談を行います。電話・来所などによる相談・助言・機関紹介・情報提供を行うほか、必要に応じ、総合療育訓練センターなどと連携を図りながら医学的な診断や心理的な判定を行います。

○山形県療育相談支援センター（最上学園「陽だまり」）

発達障がいのお子さんや気になるお子さんへの療育と保護者の方や支援者の方の相談を行います。①親子来園相談②保育所・幼稚園等への訪問相談③電話相談

○山形県立新庄養護学校

幼児・児童生徒の発達や学習・就学・進路などの電話・来校による相談を行います。

○山形県最上総合支庁（子ども家庭支援課）

子どもの発育・発達などの電話・来庁による相談を行います。

○最上広域市町村圏事務組合教育研究センター「幼児ことばの相談室」

就学前児童のことばの遅れなどの相談を行います。（毎週火曜日から木曜日の午前中）

○子育てサポートセンター（あおぞらはうす）

発達障がいのお子さんに関する相談を行います。

○児童発達支援通所施設（キッズサポートことばのつばさ）

ことばの遅れなどの相談を行います。

（４）小学校教育との円滑な接続・連携の推進

障がい児など特別な配慮を必要とする児童や養育上の特別な問題を抱える家庭については、養護教諭資格を持った職員を公立保育所に配置し、保護者への養育支援を行うとともに、小学校へ情報提供を確実にし、小学校教育との円滑な接続・連携を推進します。

基本目標4 子どもの安全確保と地域における子育て支援の充実

交通事故や不審者による被害をなくすための環境整備を図るとともに、地域による防犯パトロールやあいさつ運動等による啓発活動を実施します。親子が安心して利用できる遊び場や公園の整備を図るとともに、遊具などの点検整備を確実に実施し安全管理を行います。

また、地域活動や地域伝統行事など、世代を超えた交流事業を通しての子育て支援を推進します。

(1) 交通安全対策の推進

交通安全対策については、区長や小中学校等からの整備要望など実情の把握に努め、警察等関係機関と連絡調整を行い、信号機、横断歩道、ガードレール、転落防止柵、道路照明灯などの交通環境の整備を推進します。

(2) 安心して外出できる環境の整備

不審者による被害をなくすため、防犯灯などの環境整備を図るとともに、地域による防犯パトロールやあいさつ運動などにより、常日頃より子どもが安心して外出できる環境の整備を推進します。

(3) 地域における子育て支援サービスの充実

新庄市地域子育て支援センターを中心に、子育て支援のためのネットワークづくりを推進し、子育てに関する情報の提供機能を充実します。また、地域の子育てサークルを育成するとともに、保育ボランティア等の子育て支援者や団体と連携した活動を充実します。

子育てなどの相談窓口については、誰でもどんな些細なことでも相談できるよう、親しみやすく、かつ信頼のおける専任の保育士や相談員を配置するなど人的配置を充実します。

(4) 安心して利用できる遊び場の整備

公園については、子どもたちが安心して利用できる遊び場となるよう、遊具等の安全管理を徹底し、修繕をはじめとした環境整備を図ります。また、子育て世代のみならず地域住民との交流の場となるよう、環境保全活動を推進します。

雨や冬期間などの雪を気にせず、年間を通して利用できる屋内型の児童の遊び場である「新庄わらすこ広場」については、利用者が安心して楽しい時間を過ごせるよう、遊具やおもちゃ、絵本などを充実します。また、専任の保育士を配置することにより、健全な子育て支援環境を充実します。

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

情報化社会にあって、携帯電話やパソコンによるインターネットやゲームなどで子どもが犯罪に巻き込まれないよう、また、心身の健全な発達を阻害することにならないよう、周りの大人の様々な配慮が必要であり、地域社会全体で子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

(6) 地域交流事業の推進

新庄まつりや地域のお祭りなどを通して、子どもの関わりの場を積極的につくり、地域住民との交流を推進します。また、地域の伝統行事などを通して、地域の文化や伝統を自然に学習できるような環境をつくるとともに、家族以外の地域の大人との世代を超えた交流事業を推進します。



基本目標5 労働者の職業生活・家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭の両立ができるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。就業の場となる企業における子育てサポート体制の確立のため、事業主へ育児休業制度や母体保護のための休暇制度の完全実施等について関係団体と連携をとりながら啓発活動を実施します。

また、生活の基本である家庭において、男女がともに役割を分担し、共同で家事・育児を担えるような意識の啓発を推進します。

(1) 多様な働き方に応じた保育サービスの充実

仕事と子育ての両立ができ、子育てしている人が安心して働けるよう環境整備を充実します。特に0歳児から3歳未満児の保育需要に対応した保育環境の整備を図ります。また、放課後児童クラブや放課後こども教室については、国が定める放課後子ども総合プランに基づく行動計画を定め、関係機関と連携して推進します。

- ・ 0歳～3歳未満の乳幼児の保育所受入数の拡大
- ・ 第3子以降の児童（3歳未満児）の保育料免除事業
- ・ 一時保育・延長保育等の特別保育サービスの充実
- ・ 放課後児童クラブ入所を6年生まで拡大
- ・ 民間における特別保育事業・放課後児童クラブ運営などに対する補助金等の支援

(2) 育児休業制度などの雇用環境の整備

子育てしやすい職場環境の整備については、就業の場となる企業や事業主における子育てサポート体制の確立が重要であり、事業主へ育児休業制度や母体保護のための休暇制度の完全実施等について関係団体と連携をとりながら啓発活動を実施します。

(3) 男女共同による子育て意識の啓発

家庭と職場といった地域社会での男女共同参画の推進を継続していくとともに、生活の基本である家庭内において、男女がともに役割を分担し、共同で家事・育児・介護を担えるよう意識の啓発を推進します。